平成２８年（フ）第８７４号
横浜市保土ケ谷区上菅田町850番地７
債務者　倉田　克士（旧姓西原）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　良治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４号
沖縄県那覇市若狭１丁目10番17号　オーシャンパレス若狭205
債務者　知花　賢由
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２２号
名古屋市北区東味鋺２丁目1601番地　三菱第12菱風寮、破産手続申立時の事業所所在地岐阜県下呂市東上田493－２
債務者　オートショップフリーダムこと　吉田　憲司
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下出　太平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９４号
宮崎県西都市御舟町１丁目48番地１　御舟ハイツ１Ｆ－２号
債務者　関谷　　稔
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　速水　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７６９号
千葉県柏市明原３－18－５　グランドヒル明原103号室、住民票上の住所横浜市都筑区茅ケ崎南５丁目10番５号
債務者　高橋実知子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川範子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６６２号
札幌市北区篠路７条４丁目２番47号　コーポ勝203号
債務者　佐藤　時子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７４号
札幌市豊平区平岸７条12丁目１番17号　高台ハイツシャルルＡ－302号
債務者　藤田　英子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９６号
北海道江別市野幌美幸町28番地の16
債務者　櫻本　洋子（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６号
北海道天塩郡遠別町字本町１丁目６番地４
債務者　阿部　秀晴
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２８年（フ）第２１号
山形県酒田市緑ケ丘２丁目14番地の３、前住所山形県酒田市中野目字上楯野24番地
債務者　佐藤　　徹
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第９５号
群馬県前橋市東大室町1267番地
債務者　松村　清隆
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９６号
群馬県伊勢崎市今泉町２丁目759番地12
債務者　山本　　学
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９７号
群馬県前橋市上泉町244番地４
債務者　廣井　健次
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１０３号
群馬県前橋市総社町総社1648番地
債務者　冨永　勝代
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１０１号
埼玉県所沢市大字牛沼366番地の15
債務者　大門　祐子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１４９号
埼玉県狭山市大字東三ツ木93番地の４　新狭山ユアーズ92Ｄ－102
債務者　廣崎　外紀
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部